障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業　Q＆A（対象事業所）

No	質問	回答
1	ホームページ１⑵ア㋐に記載のある「職員に新型コロナウイルス感染者が発生した」の「職員」は、常勤、非常勤を問わないか。また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員などが感染した場合も、「職員」としてよいか。このほか、利用者に接する職員であることなどの要件はあるか。	「職員」は、常勤や非常勤を問わず、また、施設内で勤務する委託業者職員や派遣会社社員なども含めて差し支えありません（ボランティアは除く）。なお、利用者と接する等の要件はありません。
2	ホームページ１⑵ア㋐について、「利用者又は職員に新型コロナウイルス感染者が発生した障害福祉サービス等事業所」とあるが、利用者に濃厚接触者が発生したのみの場合は該当するか。	利用者に濃厚接触者が発生したのみでは該当しません。
3	ホームページ１⑵アに記載のある感染者について、抗原検査キットで陽性反応が出たのみの方も指すと考えてよいか。	保健所や医療機関による確定診断を受けた方を指しており、抗原検査キットで陽性反応が出たのみの方は含めません。
4	ホームページ１⑵アに記載のある濃厚接触者について、保健所が濃厚接触者と判断した方のみを指すと考えてよいか。	基本的には保健所が判断した方となりますが、障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設以外の事業所で、積極的疫学調査の実施及び濃厚接触者の特定が行われない場合は、事業所が判断した方についても対象として差し支えありません。
5	補助対象の要件である感染者の発生や濃厚接触者への対応について、医療機関や保健所からの感染者や濃厚接触者であることの証明書を提出する必要があるか。	証明書の提出は不要ですが、申請書類に感染者等の情報や対応期間等の記載が必要となります。
6	感染者の発生した事業所に応援職員を派遣した場合にホームページ１⑵イの対象となるが、派遣先で応援職員が濃厚接触者に対応した場合、ホームページ１⑵ア㋑の対象となるか。	応援職員として派遣された事業所で濃厚接触者に対応した場合は、ホームページ１⑵ア㋑の対象とはなりません。
7	同一建物に複数事業所があり、複数事業所を兼務している職員が感染者となった場合は、兼務している複数事業所はすべて感染者が発生した対象事業所として取り扱ってよいか。また、障害者支援施設内で感染者や濃厚接触者が発生した場合に、同一施設内に併設する短期入所、生活介護、就労継続支援Ｂ型等の他のサービスについて、同一空間を共有している場合は、すべて併設するサービスについても感染者や濃厚接触者が発生した事業所として考えてよいか。	お見込みのとおりです。
8	感染者が発生した事業所の同一敷地内に併設された事業所や多機能型事業所として他サービスを提供している事業所も感染者が発生した事業所とみなされるか。	同一空間を共有している他の事業所で感染者が発生した場合、併設している他の事業所も感染者が発生した事業所としてみなして差し支えありません。ただし、同一敷地であっても同一空間を共有していない場合は、感染者が発生した事業所とすることはできません。
9	昨年度以前に本事業を利用した事業所であっても、令和４年度も要件を満たしている場合は、令和４年度に要した対象経費について本事業を申請可能と考えてよいか。	お見込みのとおりです。

障害福祉サービス等事業所に対するサービス継続支援事業　Q&A（対象経費）

No	質問	回答
10	対象経費について、４月１日以降のものであれば、交付決定前に要した経費についても対象としてよいか。また、感染者の発生日が例えば前年度末でも対象経費の発生が今年度以降であれば、対象としてよいか。	お見込みのとおりです。
11	対象経費について、感染者の発生や濃厚接触者の対応に伴って要した経費を対象とし、以下の費用は対象にならないと考えてよいか。 ①感染者の発生や濃厚接触者への対応が行われる以前に要した経費（例えば、あらかじめ購入していた衛生用品にかかわる経費） ②感染者の発生や濃厚接触者への対応と直接関係のない経費（例えば、感染者の発生や濃厚接触者への対応終了後に購入した、平常時に必要となる感染予防のための衛生用品にかかわる経費）	お見込みのとおりです。
12	別表対象経費欄の「割増賃金・手当」について、感染者の発生時において、超過勤務手当のどの範囲が補助対象となるのか。	本事業における補助は、感染者の発生等に伴うかかり増し経費となるため、感染者の発生していない通常時において生じる超過勤務手当に係る費用は補助対象外であり、当該費用は補助対象から除外する必要があります。
13	別表対象経費欄の「損害賠償保険の加入費用」について、どのような保険内容のものが補助対象となるのか。	感染者の発生等に対応するため職員を緊急雇用した場合に、当該者によるサービス提供時の事故等に対する損害賠償保険を想定しています。
14	別表対象経費欄の「帰宅困難職員の宿泊費」には、「ウィークリーマンションの賃貸料」も含まれるか。（職員・利用者ともに感染者が発生し、職員を自宅から通わせるのを避けるためにウィークリーマンションを借りることを想定）	賃貸物件に係る経費については、帰宅困難期間に限定して契約する等により、当該期間に係る経費であることが確認できるのであれば対象経費として差し支えありません。なお、帰宅困難期間外の宿泊分については補助対象外となります。
15	別表対象経費欄の「事業所の消毒・清掃費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に要する消毒、清掃費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 ＜補助対象の具体例＞清掃業務の委託費用、リネンサプライ等のクリーニング費用、対象事業所となった要因が解消するまでの間に係る事業所の消毒、清掃に必要な物品（使い捨ての箒・ちりとり、雑巾、ごみ袋、消毒シート、消毒液等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（消毒・清掃機器、繰り返し使用可能なごみ箱など）））
16	別表対象経費欄の「事業所の消毒、清掃費用」について、外部事業者への委託経費だけでなく、事業所が自社で実施した際の消毒・清掃に要する需用費や自社で行ったことに伴う超過勤務手当等についても対象経費となるか。	対象経費として差し支えありません。超過勤務手当については「割増賃金・手当」として補助対象とすることが可能です。

No	質問	回答
17	別表対象経費欄の「感染性廃棄物の処理費用」について、どのような費用が補助対象となるのか。	対象施設・事業所において、その要因が解消するまでの間に生じた感染性廃棄物処理に要する費用に限り補助対象となります。このため、要因解消以降にも使用できるものや、将来感染が起きた場合に備えて購入するものは補助対象外となります。 ＜補助対象の具体例＞ 処理業務委託費用、対象施設・事業所となった要因が解消するまでの間に係る廃棄物処理に必要な物品（ごみ袋、ブルーシート等）の購入費用（ただし、要因解消以降にも使用できるものは対象外（繰り返し使用可能なごみ箱など））
18	別表対象経費欄の「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、 ①「在庫不足が見込まれる」とは、どのような状況を想定しているのか。 ②「衛生・防護用品」とは、どのような物が補助対象となるのか。 ③「購入費用」について、どのくらいの購入量が補助対象となるのか。	①については、当該感染者又は濃厚接触者の発生時等において、当該発生等への対応期間に使用するであろう量に対し、施設・事業所で保有する在庫量では不足することが見込まれる場合を想定しています。よって、十分な保有量があり在庫の不足が見込まれない場合は補助対象外とはなります。 ②については、その目的が感染を防ぎ又は消毒するために使用する衛生・防護用品であって、感染等が発生した際に多量に消費するマスク、手袋、ガウン、フェイスシールド、ゴーグル、清拭クロス、ドライシャンプー、消毒液などといった防護具等や消毒用品を想定しています。体温計やパルスオキシメーター、パーティション、ポータブルトイレ、ブラシ、バケツなどといった器具や備品、おむつなどは補助対象外となります。 ただし、体温計やパルスオキシメーターについては、施設内療養が必要となった障害者支援施設、共同生活援助事業所、福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設において、療養中の入所（居）者の経過観察のために必要であると認められる場合は、対象として差し支えありません。 ③については、見込まれる不足量分が補助対象となります。
19	別表対象経費欄の「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、在庫の不足が見込まれる場合に限られるのか。例えば、陽性者が発生したが法人の在庫で十分対応でき、かつ、その後も不足がない場合は対象外となると考えてよいか。	お見込みのとおりです。
20	別表対象経費欄の「感染者又は濃厚接触者への対応に伴い在庫不足が見込まれる衛生・防護用品の購入費用」について、ＰＣＲ検査等の自費検査費用は補助対象となるのか。	対象外の経費となります。 ただし、障害者支援施設及び共同生活援助事業所において、ホームページ１⑵ア(ｴ)に該当する場合は「ア(ｴ)に定める要件に該当する自費検査費用」として補助対象とすることが可能です。
21	応援職員の派遣に関して以下については対象経費となるか。 ①派遣職員が派遣前、派遣後に行うＰＣＲ検査 ②派遣後ＰＣＲ検査の結果がでるまでの間、自宅に帰ることができない場合のホテル宿泊代	①対象外の経費となります。 ②「職員派遣に係る宿泊費」に該当するものとし、対象経費として差し支えありません。
22	訪問系サービス事業所（A事業所とする。）において、職員に感染者が発生したため、利用者への訪問を別の訪問サービス事業所（B事業所とする。）に対応してもらうこととした。B事業所の職員に追加的な業務が発生したことに伴い、A事業所からB事業所に対して利用者を訪問した際に要した人件費相当分を謝金として支払う場合、当該謝金は対象経費となるのか。	対象外の経費となります。

No	質問	回答
23	感染者が発生したＡ事業所に同一法人のＢ事業所の職員が応援に行った場合、当該応援職員に対する割増賃金はＢ事業所の対象経費として認められるか。	お見込みのとおりです。
24	感染者が発生し休業している事業所について、休業によりパート職員を自宅待機させている期間の賃金は対象経費として認められるか。	対象外の経費となります。